

第1回統一イエメン国会選挙

佐 藤 寛

- I 統一後初の国会選挙
- II 選挙にいたる経緯
- III 選挙への各党の対応
- IV 選挙準備
- V 選挙をめぐる内外の評価
- VI 選挙結果
- VII 選挙後の連立政権
- VIII サレハ政権の今後

I 統一後初の国会選挙

1993年4月27日、イエメン全土で統一後初の国会（Majlis al-Nuwab）議員選挙が実施された。この選挙は全国を301の選挙区にわけた複数政党・小選挙区制で、主要な政党だけで14党から1241人、これにその他の政党と無所属の候補1488人を加えた2731人が立候補した。18歳以上の有権者は約630万人で、このうち選挙前の投票人登録をした者が約270万人、実際に投票した者が225万人であった。登録者中の投票率は83.7%，総有権者（約630万人）中の投票率は35.9%であった。この数値は、統一後最初の選挙であったことや、周辺国の状況等との比較からみてますますの参加率であったと評価してよいだろう。

結果は以下に述べるようにサレハ大統領の与党が一応の勝利をおさめた。また、新たに登場し躍進した部族・イスラム勢力の政党を

連立政権に取り込むことによってサレハ政権は政権基盤の拡大に成功した。同時に統一国家の新憲法に基づいた合法的な国会が成立し、この国会から信任されたことでサレハ大統領は新たな正統性を得た。これによって約3年にわたった「統一後の暫定期間」にひとまずピリオドを打ち、新生国家としての新たな一步を踏み出す体制が整ったと言えよう。

II 選挙にいたる経緯

今回の選挙は1990年5月22日に南北統一によって成立した「イエメン共和国」の統一憲法に基づく最初の国会選挙であった（南北イエメン統一にいたる経緯については『中東レビュー1990年版』所収の拙稿「南北イエメン統合への動き」参照）。選挙までの国会は統一時に旧北イエメン（イエメン・アラブ共和国）の国民議会（159名）と旧南イエメン（イエメン民主人民共和国）の最高人民会議（111名）が合併し、これに大統領が新たに指名した31名を加えて301名としたものであった。この意味でこれまでの国会は暫定的なものであり、統一イエメン（イエメン共和国）の憲法に基づいて国民が選出したものではなかった。

同様に統一によって成立した「大統領評議会」（5名で構成。その長がアリー・アブダッラー・サレハ大統領。参考資料1参照）も暫定的な行政

府と位置づけられていた。これは統一直後に国家創生時の混乱もあり、しばらくの間は暫定・移行期間をおくべきであるとの認識から、「30ヵ月間の暫定期間をもうけ、その間に旧南北省庁の統合、政府組織の整理、南北軍の統一、国会選挙の実施」などを行うと定められ、その任務のためにこの暫定大統領評議会が機能することとされていた。このような背景から、出来るだけ早い時期に国会選挙を行い、その国会から指名された大統領評議会が国家権力を行使するという本来の姿に移行することが望ましく、この作業が新生国家の懸案とされてきたのである。この点については、サレハ大統領をはじめとする政府高官も多くの国民も見解の一一致を見ていた。

暫定期間の終了期限は1993年11月22日であり、当初はこの暫定期間終了に合わせて総選挙が行われることとされていた。92年9月にはアラシ大統領評議会メンバーを長とする「高等選挙委員会」が設置され^(注1)選挙準備に着手した。しかしながら11月に入って同委員会は「準備の遅れ」を理由に大統領評議会に選挙の3ヵ月延期を要請、これを受け大統領評議会は11月5日に選挙を93年4月27日に延期することを決めた。

これに対して野党側は一斉に反発、暫定期間が終了する予定であった11月22日には全国にゼネストを呼びかけるなど抗議行動を起こした。野党側は選挙延期を「先延ばしによる政権延命策」「民主主義に対する裏切り」と批判した。また暫定期間が11月に終わる以上、それ以降の国会に基づかない大統領評議会は違法であると主張、選挙を延期するならば新たな暫定政権を作るべきであると要求する意見もあった^(注2)。この問題に関連してマ

スコミによる現政権批判は激しかったものの、最終的にはほとんどの野党がこの延期措置を「国益のため」に受け入れることを決め、政府も重ねて4月の選挙実施を公約する声明を発して理解を呼びかけた^(注3)。

その後12月にはインフレに対する反発から各地でデモ・小規模な暴動が発生したり、年末から年初にかけてはアデンなどで爆破事件が起るなど治安状況が悪化、このような背景を受けて、選挙の再延期等の可能性も取りざたされた。しかし大統領はじめ政府首脳は予定通りの選挙実施の意向を繰り返し表明し、選挙をにらんだ与野党間、野党間での様々な駆け引きが行われる中で選挙実施への準備が進んでいったのである。

III 選挙への各党の対応

今回の選挙は統一イエメン成立後の最初の国会選挙であると同時に、南北いずれのイエメン国民にとってもいわゆる「複数政党制」下で行われる最初の選挙でもあった。

統一以前の北イエメンでは国民会議(マジュリス・イスティシャーリー)の選挙があり、最近では1988年に実施された。しかし統一以前の北イエメンには「政党」は表向き存在せず、サレハ大統領の実質的な与党であった「総合人民会議」(Muutamar Shaaby al-Aam/General People's Congress=以下GPCと略称)は政党としての組織を有していたが「緩い政策集団」あるいは「大政翼賛会」的な組織で、サレハ自身もこれを「政党ではない」と言明していた。したがって選挙でも候補者はすべて個人の立場で立候補しており、選挙民は投票に当たって政党を考慮することはなかった。

一方旧南イエメンでは1970年代以降一貫して社会主義政権下にあり、国会に相当する機能は「最高人民会議」(旧ソ連の最高人民会議と同じ)が担っていた。この選挙はこれまでに1978年、86年の2度実施され、単一政権党である「イエメン社会党」(al-Hizb al-Ishtiraaky al-Yamani/Yemen Socialist Party=以下YSPと略称)が各候補者を指名・推薦するシステムが取られてきた。非党員も立候補でき、実際に当選した者もいるがYSP候補以外は「無所属」候補であり、複数政党制は否定されていた。また実質的な政策決定はイエメン社会党の全国大会(2年に1回)、中央委員会、政治局というヒエラルキーの中でなされ、年3回開催される最高人民会議は承認機関としてのみ機能していた。

1989年11月の南北イエメン首脳による「アデン合意」で統一の方針が打ち出された直後から、南では政党の自由が認められ、それまで非合法化されていたり、YSPの内部に取り込まれていた様々な勢力が政党として旗揚げした。一方北では政党の存在が否定されていたとはいえ、政治的活動をする自由は否定されていたわけではなく、イスラム勢力、部族勢力はそれぞれ独自に政治的影響力の拡大を狙った活動を行っていた。統一後は南の動きに呼応するように北でも多くの政党が誕生した。

さらに統一国家の誕生を契機に旧南イエメンの反政府勢力(社会主義政権を批判)や旧北イエメンの反政府勢力(部族勢力の後進性を批判)はそれぞれ新国家で政党としての合法的な活動を開始した。こうして、イエメンでは「複数政党制」のスローガンの下に野党が乱立する新党ブームになったのである。また統一に

ともなって「出版の自由」もスローガンとして掲げられ、それぞれの政党が独自に機関誌、新聞を発刊した結果、イエメンでは80以上の新聞が発行されるという空前の報道ブームになった。こうした中で野党の新聞を中心に現政権の政策、あるいは大統領個人を厳しく批判する記事も数多くみられるようになったが、政府はこれを容認する態度を貫いてきた。一般に体制批判がタブー視される周辺国と比べてイエメンのこの状況には目を見張るべきものがあった。

IV 選挙準備

今回の選挙の準備に関わる最大の問題点は選挙区割りであった。統一イエメンの人口は約1400万人と言われているが、このうち旧北イエメン領域に1100万人、旧南イエメン領域に300万人が居住している。憲法では人口比に応じた議席配分が定められており(第41条)、選挙区割りもこれを反映できなければならぬ。これまでの暫定国会では任命議員を別とすれば北と南の比率は159:111でおよそ3:2であった。しかし人口比を考慮すれば少なくとも3:1でなければならない。すなわち南出身の議員の比率は半減する。また暫定国会では301の定数のうち選挙で選ばれた議員は239名であり(統一時に任命された31人以外にも北イエメン時に任命された31人が含まれていた)、今回は301議席のすべてを選出するので北では選挙区がこれまでよりも細分化される。一方南ではこれまでよりも選挙区が拡大することになる。選挙区割りは候補者の当否を決める重要な要因であるため、この作業が「高等選挙委員会」の最も重要な作業となった。この

作業の困難さが当初の選挙予定を遅らせる理由の一つとなったものと考えられる。

選挙準備の次の問題は選挙人登録である。憲法によればイエメンでは18歳以上のすべての男女に選挙権がある(第42条)。しかし、国民登録制度が未整備な現状では選挙人を自動的に把握することは不可能である。したがって選挙の都度、事前に選挙人登録が必要となる。しかしながら特に地方では多くの成人人口が文盲であるため、末端まで選挙人登録の意味と必要性を理解させ、登録に出かけさせるには多くの労力を要する。今回の全有権者数は627万2828人であったが、1カ月間の登録期間中(2月19日締切)に登録を行ったのは全体の42.8%に当たる268万7221人であった^(注4)。このうち女性は約50万人である。今後この登録率を上昇させること、特に女性の参加率をあげることが必要であるが、最初の選挙としてはこの程度の登録でも意義のあるものと判断できよう。1選挙区(1議席)当たりの平均登録有権者数は8920人であり、州別で1選挙区当たりの登録者数平均が最も多いのはアデン州の1万2050人、最も少ないのはアル・ベイダ州の7110人であった(参考資料1参照)。

選挙対策委員会は選挙区割りを10月27日に終え^(注5)(第1表)、大統領は1993年3月27日に選挙を公示した(憲法第43条の規定によれば、公示は議会の任期終了の2カ月前になされなければならないが今回に限り1カ月前とされた)。なお今回の選挙期間はイスラム教の断食(ラマダン)月に重なり、投票日は断食明けの祝祭が終わった後に設定された。立候補者数は当初段階で4814人に上り^(注6)、特に無所属候補の多さが目だった(3778名)。しかしこの中には党的公認を得られないために無所属で立候補した者

第1表 選挙区配分

州	選挙区(議席)数
1. タイズ	43
2. イブ	38
3. サナア(州)	36
4. ホティダ	34
5. ハッジャ	23
6. ダマール	21
7. サナア(市)	18
8. ハドラマウト*	17
9. ラヘジ*	12
10. アデン*	11
11. アル・ベイダ	10
12. サアダ	9
13. アブヤン*	8
14. アル・マフウィート	8
15. シャブワ*	7
16. マーリブ	3
17. アル・マハラ*	2
18. アル・ジョウフ	2
旧北イエメン地域小計	245
旧南イエメン地域小計	57
計	301

(注) *は旧南イエメン地域の州。

選挙区割りの基準は人口47,000人(プラスマイナス5%以内)に1選挙区。議席数の計は302となるが、原資料のまま。

(出所) *Yemen Times*, 1992/10/7.

もかなりの数に上り、候補者間の調整、党による指令等を受けて最終的な立候補者は2731名、うち無所属は1488名(全候補者中の54.5%)となった。主要政党別の立候補者数では与党GPCが最も多い279名を擁立し、次いで連立与党YSPが217名、新野党イエメン改革連合(al-Tajamma al-Yamani lil-Islah=以下イスラハと略称)が196名である。またバアス党も160人とかなりの数の候補者を立てた。バアス勢力は旧南イエメンではイエメン社会党に取り込まれていたが、統一を機に再分離する一方、これに北イエメンのバアス系のグループも合流した^(注7)。

また政治勢力として「ナセリスト」がいまだに根強い人気を維持している点は注目に値する。これはいうまでもなくかつてのエジプトのナセル大統領の「アラブ民族主義」の流れを汲むグループである。ただし「ナセリスト」という言葉自体がイエメンでは「民主主義」と同じようにかなり漠然とした使われ方をしているよう、ナセリストを冠する政党は三つあり、合わせて119名が立候補した。

その他にも多くの政党（サレハ大統領は外国の新聞とのインタビューに答えて「イエメンには42以上の政党がある」と発言している^(注8)）がそれぞれ相当数の立候補者を立てたことは、全体として選挙への関心と期待の高さを示している。

今回の選挙がとりあえずの成功をおさめた重要な要因として、これらの乱立した野党の中で「選挙ボイコット」を戦略として採用するものがほとんどなかったことがあげられる。ここにイエメン人の現実的選択を好む性格、国家としてのイエメンの維持にプライオリティーを置こうという全体的なコンセンサスの存在を見て取ることができよう。前国会で経済委員会の委員長を務め、有力議員であったムハンマド・アブー・ルフームが主宰する「共和党」は選挙期間中に「選挙区割りの不正」「二大政党による公正な選挙の侵害」などを理由に選挙運動の中止を発表したが、その際有権者に対して選挙ボイコットを呼びかけるのではなく「各自が判断して適切な候補者に投票するよう」呼びかけた^(注9)。

選挙運動の中立性に関しては、与党GPCがマス・メディアを利用したキャンペーンを行ったことに対して、連立与党のYSPをはじめとして他の政党からクレームが発せられた

^(注10)。これに関して「高等選挙対策委員会」は調査を行い、最終的には違反はないと結論したが、委員の中にはこの裁定を不服として辞任するものもあった。確かに選挙運動では現在の主要与党であるGPCが有利であった点は否めず、今後改善すべき点が多い。しかし他の途上国一般の状況に照らして、他の政党に対する積極的な妨害はなかった点、与党政への批判に対する規制がなかった点などを考慮すれば、ある程度公正な選挙運動が行われたと評価できよう。

V 選挙をめぐる内外の評価

第192選挙区（ホディダ州）は選挙運動期間中に候補者が死亡する事故があったため投票が延期された^(注11)が、それ以外の選挙区では4月27日の午前8時から午後8時まで投票が行われた。

選挙実施に当たっての最大の問題は投票所の治安維持と投票者の秘密の確保である。前者に関しては選挙の実施それ自体に反対する勢力が存在しなかったこともあり、3万5000人の治安軍を出動させる^(注12)ことで大きな問題は発生しなかった。

一方投票に関しては、特に地方部で文盲者が多いため投票用紙の代筆が必要で、サナア大学の学生などがボランティアとして投票所における代筆を手伝った。しかし秘密性の保持、代筆者が正確に投票者の意向通りの記入を行ったか等の点でいくつかの疑惑が呈されている。今後の方策として候補者を示すマークなどを用いた投票方法も提案されている。

各投票所には各候補者の代理人が同席して投票を見守った。投票終了後、代理人の前で

投票箱が蟻で封印され、各代理人と関係者がサインした上で選挙区の開票センターに集められ、そこで開票された。開票結果は各選挙区ごとに候補者の前で発表され、各候補者あるいは代理人のサインを得て高等選挙管理委員会に回されるというシステムを取った^(注13)。

不正投票、選挙違反等に関するクレームはいくつか発生している。特に南部ではYSPが従来の一党独裁時代の選挙システムを利用して、投票者に自党候補への投票を強要する例や、武装した者が投票所に乱入した例などが報告された。選挙対策高等委員会は各党からの意義申し立てを審査しているが、大統領によればこれらのうちでも重大な選挙違反の可能性があるのは7件^(注14)である。これらについては選挙実施後1カ月たった段階でもまだ当選者の確定が行われていないものがある。

このような例はあるが、全体としてはそれほど大きな選挙違反はなく成功裡に選挙が行われたと判断してよいだろう。大統領は選挙の実施を「民主主義の祝うべき成果」であり「人民の戦い取った果実である」と発言し^(注15)、野党を含め国民一般もおおむね今回の選挙結果を肯定的に受け止めている^(注16)。

また一部の投票所には米国の共和党、民主党それからの使節団などの国際選挙オブザーバーも配置され、これら国際オブザーバーもおおむね選挙プロセスには好意的な評価を行っている。クリントン米大統領も選挙結果に対して満足の意と祝辞をサレハに送っている^(注17)。

VI 選挙結果

途上国の選挙では一般に選挙結果の発表ま

でに数日がかかることもあるが、今回のイエメン選挙では迅速な開票、発表が行われ(選挙法の規定では72時間以内の最終結果報告が定められている)、29日の段階で301議席中200議席の結果が明らかとなり大勢は判明した。最終結果はサレハ大統領の与党であった旧北イエメン系のGPC(総合人民会議)が122議席、連立与党で副大統領(アリー・サーレム・アルビード)を書記長とする旧南イエメン系のYSP(イエメン社会党)が56議席、北イエメン部族勢力とイスラム勢力を背景としこれまで野党として現政権を批判してきたイスラハ(イエメン改革連合)が62議席と、この上位3党で全議席の80.8%を占めた(第2表)。

この選挙結果には非常に興味深い点がいくつかある。まず第1に単独過半数の政党が存在しないこと。したがってGPCはいずれかの勢力との連立が不可欠となつたが、GPCには連立の相手として多くの選択肢が開かれていた。第1に従来通りYSPと連立を継続すること、第2にYSPを離れてイスラハと連立すること、第3に無所属候補49名の内の29名以上と何らかの協定を結び、議会内勢力として協力することである。イスラハ以外の野党は連立相手としては弱小に過ぎるのでこれら勢力との連立という選択肢はありえない。

選挙結果で注目される第2点は、従来の連立与党であったYSPが議席数でイスラハに抜かれ第三党に転落したことである。しかしこれはある程度当然であった。旧来の議会は南北分裂時代の議会を引き継いだものであり、南北の人口比を反映した新たな議席割りでは旧南イエメンのすべての選挙区で勝利しても57議席にしかならず(第1表参照)、北部で議席を獲得しなければ議席数の減少は避けられな

第2表 第1回国会選挙結果

	最終立候補者数	獲得議席数	国会中のシェア(%)	得票率(%)
GPC (総合人民会議)	279	122	40.5	32.1
YSP (イエメン社会党)	217	56	18.7	25.4
イスラハ (イエメン改革連合)	196	62	21.6	20.6
バアス	160	7	2.3	
統一ナセリスト	93	1	0.3	
修正ナセリスト	32	1	0.3	
民主ナセリスト	21	1	0.3	
アル・ハック	66	2	0.7	
イエメン本土連合	86	0		
人民連合	24	0		
9月組織	9	0		
解放戦線	24	0		
統一連合	12	0		
人民戦線	22	0		
その他				
無所属	1,488	49	16.3	14.6
計	2,731	301	100.0	100.0

(出所) *Yemen Times*, 1993/5/9.

かったのである。しかしながらYSPは下イエメン(北イエメン南部)で思うように議席を確保できなかった。ただし、YSPの獲得した議席は全体の19%にしか過ぎないが、得票率は25%に達している点には注意が必要である(第2表参照)。

第3の点は、当選者の地域性である。YSPが旧南部でしか議席を獲得できなかつたのと同様、GPCも北部でしか議席を獲得できなかつた。この点で有権者のメンタリティーの中に旧南北の政党としての色分けが依然として強いことが窺われる。ただし、これは党派のイデオロギー性というよりも、力量の知れている地元の候補者に対して投票するという性向のためであると考えられ、今後各政党の地方支部での活動が活発化すれば投票行動の変動は見込まれよう。

一方今回初めて選挙に臨んだイスラハは基

本的に北の保守的政党という色合いが強い。ところがふたを開けてみると部族勢力が強い上イエメン(旧北イエメン北部)だけでなく、部族勢力がそれほど強くない下イエメン(旧南イエメン南部)でも議席を得(タイズ州では43議席中19議席^(注18))、さらには旧南イエメンのハドラマウトでも1議席を取っているのは特筆される。

なお女性候補は60名ほどいたが、2名が当選したとされる^(注19)。

VII 選挙後の連立政権

選挙実施以前から与党GPCの勝利は確実視されていたので、焦点は選挙後の政権のあり方であった。GPCとYSPはかなり早い段階から連立政権の維持を目指しており、選挙を共同で戦うための協定、あるいは両党の合併の

可能性について検討を重ねていた。しかしながら双方とも内部に合併・選挙協力に消極的な勢力が存在し、選挙までに両党の合併は実現せず個別に選挙に臨むことになった。一方、GPC内部には連立政権にYSPばかりでなくイスラハも含めようという構想があった。これは「挙国一致」体制の必要性からの議論である。そもそもGPC自身がかなりの程度諸派連立の性格が強いので、イスラハとの連立にはそれほど抵抗はない。

ただしイスラハとYSPの間ではイスラム教の位置づけなどをめぐってイデオロギー上の対立点が多くみられ、両党の関係はかなり険悪であったため、選挙前には3党連立の可能性は低いと見られていた。

しかし、イスラハが第二党に躍進する選挙結果が判明し、またイスラハの当選者の多くがGPC候補に競い勝って選出されたことから、GPCにとってイスラハはこれまで以上に脅威となった。このためGPCとしてはイスラハとの連立によって政権の安定性を高めることがより現実的な選択肢となった。そもそもどちらかというと右寄りのGPCは左寄りのYSPよりもイスラハとの方が政策的には近いのである。

とはいえるYSPは旧南イエメンの政権党であり、まだ統合が出来ていない南の軍隊に強い影響力を持っていることから、GPCとしてもイスラハとの連立と引換えに政権からYSPを排除するわけにはいかない。一方YSPは第三党に転落したことで、連立政権にイスラハを取り込むことに反対することが困難になったものと考えられる。こうしてGPCの圧倒的多数を背景にGPC主導で3党連立の方向で交渉が行われたのである。

選挙後最初の国会は5月15日に召集された（憲法第53条の規定によれば選挙結果発表後2週間以内に大統領が召集することになっている）。出席した290名が宣誓を行った後、国会議長を互選で選出した。投票の結果イスラハの党首であるシェイフ・アル・アハマルが223票、対立候補のムハンマド・アルラバディが59票と大差でシェイフ・アル・アハマルが当選した^(注20)。

国会の勢力配分からいえばGPCから議長が出るのが順当と思われるが、GPCからは候補を立てず、シェイフ・アル・アハマルに投票したものと見られる。この判断には大統領がGPC、首相がYSPであるので、バランス上イスラハが国会議長という割り振りが望ましいというイエメン人のバランス感覚が象徴的に表れている。

国会の成立をうけて5月20日にアッタース内閣は総辞職し、新内閣づくりへの交渉が始まった。

憲法の規定によれば大統領評議会は国会が選出する（第83条）ことになっているが、同じ5月20日に国会はアハマル議長名で大統領評議会に対して、現在のメンバーのままで自分の間権力を行使するよう要請した。これも本来であれば第二党となったイスラハは大統領評議会のメンバーのうち少なくとも1名程度は要求できるはずである。しかしその人選で無用な政治的軋轢を生むことは好ましくないという判断が働いたものと考えられる。

これをもってサレハ政権はとりあえず憲法の定め（例外規定を定めた第88,89条）に基づいて正統性を更新したことになる。

5月22日の統一3周年記念式典の後、翌23日に大統領評議会はアッタース前首相を再び首班に指名し組閣を要請した。その後GPC、

第3表 イエメン内閣（1993年5月30日成立）

* は新任（12名）（ポスト数31）

ポスト	人名	前職
1. 首相	Dr.Haidar Abu-Bakr al-Attas	s (首相)
2. 第一副首相	Dr.Hassan Muhammad Makki	n (第一副首相)
3. 副首相	Brig.Mujahid Yahya Abu-Shawarib	b (内務担当副首相)
4. 副首相	Muhammad Haidara Masdoos	s (人材育成・行政改革担当副首相)
5. 副首相兼工業相	Dr.Muhammad Saeed al-Attar	n (副首相・投資庁長官)
6. 社会福祉・保険相	* Muhammad Ali Haitham	n (アリー・ナーセル派軍人)
7. 建設相	Eng.Abdallah Hussain al-Kurshimi	n (建設・再建相)
8. 計画・開発相	Dr.Abd-al-Karim al-Iryani	n (外相)
9. 内務相	* Yahya al-Mutawakkil	n (元イブ州知事)
10. 運輸相	Brig.Salih Ubaid Ahmad	s (治安・国防担当副首相)
11. 石油・鉱物資源相	Salih Abu-Bakar ibn Husaynun	s (石油・鉱物資源相)
12. 漁業相	Fadhl Muhsen Abdallah	s (供給・商業相)
13. 住宅・都市計画相	Muhammad Saeed Abdallah Muhsin	s (地方政治相)
14. 外務相	* Muhammad Salem BaSendwah	n
15. 公務・行政改革相	Yahya Husain al-Arashi	n (内閣担当国務相)
16. 司法相(Justice)	* Abdallah Ahmad Ghanem	n (アリー・ナーセル派・元南法相)
17. 通信相	Eng.Ahmad Muhammad al-Anisi	n (通信相)
18. 情報相	Hassan Ahmad al-Lawzi	n (文化相)
19. 青年・スポーツ相	Dr.Muhammad Ahmad al-Kabab	n (青年・スポーツ相)
20. 財政相	Alawi Saleh al-Sallami	n (財政相)
21. 農業・水資源相	Sadiq Ameen Abu Raas	n (農業・水資源相)
22. 国防相	Brig.Haitham Qasim Thahir	s (国防相)
23. 地方行政相	* Muhammad Hassan al-Dammaj	i (元サナア州知事)
24. 文化相	* Garallah Omar	s
25. 教育相	* Dr.Abu-Bakr al-Qirbi	n
26. 電力・水利相	* Ahmad Ali al-Sallami	s
27. 供給・商業相	* Dr.Abd-al-Rahman A. BaFadhl	i
28. 保健相	* Dr.Najib Ghanem	i
29. ワクフ・宗教指導相	* Ghaleb Abd-al-Rahman al-Qurashi	i
30. 副首相	* Abdul-Wahab al-Anisi	i (追加)
31. 法務・議会担当相	* Abdul-Salam Khalid Kerman	i (追加)

(注) 党派別内訳: GPC(n)=15, YSP(s)=9, イスラハ(i)=6(当初4), バアス(b)=1。

(出所) イエメン大使館(1993年6月2日), 追加分: Yemen Times, 1993/6/13.

YSP, イスラハの3党の間で具体的な政策協定, 閣僚ポスト配分の交渉が行われた模様で, 5月29日に3政党は連立政権協定に調印, これを受け翌30日に第二次アッタース内閣が成立した(第3表)。

この内閣の閣内ポスト配分にも興味深い点がいくつかある。第1に首相にはこれまでの実績があるとはいえる議会内第三党のYSPのア

ッタースが着任した。ここにもイエメン人のバランス感覚が表れている。また3党連立政権であるにもかかわらず, 前内閣から継続して副首相として入閣しているアブー・シャワーリブは今回の選挙では野党であり, 連立政権協定にも参加していない「バアス」党の党首である。彼の参加は「個人の資格として」と説明されている^(注21)。

また全体のポスト数は統一直後の39から29に減った(その後31に増加)。これは前内閣で南北両閣僚のポスト維持のために過剰に用意されたポストを順次縮小していくという規定の路線の結果である。

党派別ではGPCから15、YSPから9、イスラハから当初4で、3党の国会での議席数が122、56、62であることからみるとYSPの比率が高いことが指摘される。イスラハは少なくともYSPと同数のポストを要求したと見られるが、6月10日に2名が追加されたに止まった。これはイスラハ党内に閣僚としての実績をもつ人材が少なく、能力が未知数であることによる。この点についてシェイフ・アル・アハマルは「割当は過小であるが、調和的・平和的な事態の進展のために承認した」と説明している^(注22)。

ポスト別には外務、内務、財政、計画等主要ポストをGPCが押さえている。YSPは前政権から継続した石油、国防のポストを維持している。一方イスラハは予想通りワクフ(宗教財務)・宗教指導相を獲得した。またイスラハは地方行政相ポストを押さえたが、同ポストは今後の地方部族とのコンタクト・ポイントとして重要な意味を持ってこよう。

追加を含めて31名の閣僚のうち新任が12名であり、うちイスラハの6名はすべて新任である。占有ポスト数が前内閣時の18から9に半減したYSPは新任2名、GPCからは4名である。ただしGPCのうち司法相、社会福祉相は南イエメン時代の前大統領アリー・ナーセル・ムハンマドのシンパであり、かつてはYSPメンバーであったことは注目に値する。

6月10日の追加任命でとりあえずメンバーが確定した新内閣は6月12日に大統領評議会

と合同で第1回閣議を開催し(アハマル国會議長も参加)、活動を開始した。

その後6月21日にはこれまで意思の疎通を欠いていたYSPとイスラハの間で会合がもたれ、政策協力について合意が成立、3党連立政権に関しては一応の基盤が確立したものと考えられる。

VIII サレハ政権の今後

統一以来3年間の暫定期間を率いてきたサレハ大統領は、懸案であった国会選挙も乗り切り、順調に政権基盤の拡大を進めている。しかしながら今後緊急に解決すべき課題は山積している。最も緊急を要するのはインフレの抑制、失業者対策などの経済政策である。既に1992年の12月にはいくつかの物価暴動が発生しており、野党からの批判のポイントも経済政策にあり、有効な経済政策が行えないことと政権内部の汚職問題が関連づけられ、批判されることが多い。

しかし、政府の財政基盤が脆弱である現状では短時日に抜本的な経済の改善は期待できない。唯一の頼りは石油・ガスの増産による輸出の拡大である。1993年秋にはシャブワ鉱区からカナディアン・オクシデンタル社が生産を開始する予定であり、この輸出が本格化すれば財政状況は多少改善することが見込まれる。

サレハ政権の第2の課題は湾岸危機以降悪化した周辺国、特にサウジアラビアとの関係の改善である。実はサウジアラビアとの関係は第1の経済問題とも強く結びついている。1990年8月のイラクのクウェート侵攻による湾岸危機の発生とその後の一連の経過の中でサ

ウジアラビアはイエメンに対する態度を硬化させ、援助の打ち切り、出稼ぎ労働者の実質的追い出し、さらには反イエメン・メディア・キャンペーンなどの政策を取ってきた。また92年に入ってからはイエメン＝サウジアラビア国境付近で操業する外国石油会社に対し操業中止の圧力をかけ、間接的にイエメンの経済的行き詰まりを促した。加えてサウジアラビアの南部アシール州やルブ・アル・ハーリ一砂漠地帯をめぐる国境問題も両国間の懸案として浮上している。

これに対し経済的にも軍事的にもそれほどの余力のないイエメンとしてはなるべく表だった対立を起こしたくない意向である。今回の新内閣で有能なテクノクラートであり、政治的な実力者であるイリヤニ外相にかえて、新たにバセンドワ外相を任命したのも対サウジアラビア融和策へのジェスチャーと考えられる。この任命には今後の経済開発計画にイリヤニ氏の手腕が必要という意味もあるが、イリヤニ氏がサウジアラビア当局からは批判的に見られているという事情は無視できない。

これに対しサウジアラビアのファハド国王は選挙結果判明後の5月11日、フワイテル高等教育相をイエメンに派遣^(注23)し、サレハ大統領の反応を探っている。サウジアラビア側もイエメンの選挙結果と今後の政権の行方には重大な関心を抱いていることの表れといえよう。

第3の課題は内政である。問題となるのは北部部族勢力、旧南部社会主義勢力、そしてイスラム勢力であり、それぞれをどのように政権内に取り込み、あるいはコントロールしていくかが内政の安定のための鍵となる。

北部部族勢力は中央集権化の推進、中央政府の強大化に懷疑的である。一方旧南イエメン

の左派勢力は減少しつつある自らの国家内での重要性にいらだちを示している。この勢力の存在は新国家成立から3年を経てまだ実現していない南北軍の統一問題とも絡んでいる。これまでの暫定期間の不安定な政治状況下では、二つの軍が存在することで軍事クーデターなどがおきにくいという相互牽制の役割も果たしてきた。しかしいつまでもこうした不自然な状況を放置するわけにはいかず、国防能力向上のためには効率的な命令系統の整備、武器体系の統一などが必要で、軍の統一の必要性はだれしも認めている。この際軍事的な規律、組織性などの点では旧社会主义諸国から多くを学んだ南軍の方が勝っていると考えられるが、これと政治的に優位である北の軍隊とがどのように利害を調整できるのかが注目される。いずれにせよ既得権を失うことになる人々は容易に同意しないであろうし、強制力を用いようにもこれらの軍人が軍事力を持っているだけに軍の統一は困難な作業となろう。

さらにアデンの位置づけをめぐって不満を抱いている旧南イエメン勢力も無視できない。旧南イエメンの首都であったアデンはイギリスの植民地時代は重要な商業港として栄えた歴史を持ち、統一直前の南イエメンではアデンの自由港化による経済活性化計画に着手していた。しかし統一後首都機能がサンアに集中してアデンの開発が停滞していることに旧南イエメンの諸勢力は不満を高めている。ある意味で新国家の「北」優遇策の象徴としてアデン問題が捉えられているのである。たしかに経済開発、工業化等を考えた場合、サンアよりもアデンを開発することは合理的と考えられるが、そのためには自由貿易港化、外

資の誘致などにも取り組まなければならない。このためのインフラ整備にはある程度の集中的投資が必要であり、アデンにそれだけの資金を持ち込む政治力が旧南勢力にあるかどうかは微妙なところで、アデンの開発は今後とも係争点の一つとなるであろう。

このように多くの課題は横たわっているが、統一イエメンが着実に国家基盤の強化に向かって前進していることは確かである。また今後の課題に対処するに当たっては、暫定期間および今回の選挙を通して発揮されたイエメン国民のバランス感覚、すなわち利害対立はあっても最終的には現実的選択を行う性向と国益を優先してコンセンサスを形成する能力、が大きなプラス要因となることが期待される。

サレハ大統領は国会選挙の当日、投票が大きな混乱もなくスムースに進行していることをさして「国民がこの偉大で文明的な行動を取ったことを誇りに思う……。イエメン人は太古の昔から文明化された人民であり本日各投票所を支配している静寂は決して奇異なことではない……。これは国民が高い政治的自覚を持っていることの表れである」^(注24)、と語っている。イエメン人の自らの文明に対する誇りと、政治的に高い意識を持っているという自負が今後の国家運営に当たってどのように発揮されるかが注目されるところである。

(さとう・ひろし／経済協力調査室)

(注1) *Meed*, 1992/11/6。構成はGPC7, YSP7, 野党7の計21名。

- (注2) *Yemen Times*, 1992/11/11.
- (注3) *Daily Report*, 1992-226.
- (注4) *Yemen Times*, 1993/2/24.
- (注5) *Meed*, 1992/11/6.
- (注6) *Yemen Times*, 1993/4/14.
- (注7) イエメンにはシリア系のバアスとイラク系のバアスが存在するが、旧南イエメンではYSPとシリア・バアスとの関係は良好で、統一後のイエメンでもシリア系バアスが優勢とみられる。
- (注8) *Daily Report*, 1993-103, p.26.
- (注9) *Daily Report*, 1993-80(ロンドン『アルハヤート』紙とのインタビュー, 1993/4/24).
- (注10) *Yemen Times*, 1993/3/31.
- (注11) *Daily Report*, 1993-82(ロンドン『アルハヤート』紙, 1993/4/28).
- (注12) *Yemen Times*, 1993/4/14.
- (注13) *Daily Report*, 1993-80, p.40.
- (注14) *Daily Report*, 1993-87(ロンドン『アルハヤート』紙, 1993/5/4).
- (注15) *Daily Report*, 1993-82.
- (注16) *Yemen Times*, 1993/5/2.
- (注17) *Daily Report*, 1993-105.
- (注18) *Yemen Times*, 1993/6/13.
- (注19) *Daily Report*, 1993-105(ロンドン『アル・クドス・アルアラビー』紙, 1993/5/29).
- (注20) *Daily Report*, 1993-93.
- (注21) *Yemen Times*, 1993/5/30.
- (注22) *Yemen Times*, 1993/6/13.
- (注23) *Daily Report*, 1993-90.
- (注24) *Daily Report*, 1993-82.

Meed=Middle East Economic Digest

Daily Report=米国Foreign Broadcast Information Service/*Daily Report*: Near East and South Asia

Yemen Times=1990年発刊の唯一のイエメン国内英字紙

【参考資料1】 第1回国会選挙における州別・政党別得票

	有権者	登録者	投票者	得票率および順位				
				G P C	Y S P	イスラハ	バアス	無所属
1. タイズ	894,258	421,973	372,172	②22%	①30%	③18%	④ 4%	15%
2. イブ	803,724	314,482	278,684	①32%	③14%	②21%	④ 2%	28%
3. サナア(州)	745,312	288,928	236,241	①33%	③12%	②19%	④ 7%	24%
4. ホディア	703,271	311,326	261,125	①41%	②16%	②16%	④ 2%	18%
5. ハッジャ	472,929	168,742	144,398	①38%	③11%	②22%	④ 10%	20%
6. ダマール	425,818	162,355	124,041	①32%	③12%	②22%	④ 3%	27%
7. サナア(市)	387,214	205,626	165,408	①37%	③15%	②25%	④ 1%	16%
8. ハドラマウト※	350,448	160,299	128,195	②14%	①48%	②17%	...	17%
9. ラヘジ※	263,102	126,288	101,300	② 4%	①80%	③ 1%	...	12%
10. アデン※	223,161	132,216	112,610	② 7%	①59%	② 7%	④ 0.5%	24%
11. アル・ベイダ	200,918	70,986	59,648	①25%	①25%	③23%	④ 7%	15%
12. サアダ	183,106	66,121	54,810	①27%	④ 5%	③ 6%	② 9%	27%
13. アル・マフウィート	168,952	60,396	51,582	①42%	④ 2%	②15%	③ 6%	35%
14. アブヤン※	166,732	83,422	69,652	②19%	①54%	③ 5%	...	20%
15. シャブワ※	125,175	52,662	42,581	②21%	①44%	③ 4%	④ 1%	25%
16. マーリブ	63,828	32,062	25,244	①37%	②17%	③ 6%	③ 6%	32%
17. アル・マハラ※	48,685	14,540	11,191	②20%	①37%	16%
18. アル・ジョウフ	46,195	14,797	11,532	①23%	②17%	②17%	④ 2%	25%
計				①32.1	②25.4	③20.6		14.6

(注) ※は旧南イエメンの州。州の配列は有権者数の多い順。

(出所) *Yemen Times*, 1993/6/6, 5/9より作成。

【参考資料2】 イエメン統一時の主要ポスト

▲統一イエメン大統領評議会(1990/5/22発足)

1. 大統領評議会議長 Ali Abdallah Salih
 2. 大統領評議会副議長 Ali Salim al-Beedh
 3. 大統領評議会メンバー Abd-al-Karim Abdallah al-Arashi
 4. " Salim Salih Muhammad
 5. " Abd-al-Aziz Abd-al-Ghani

南北統一前の役職

北・大統領
 南・YSP書記長
 北・国民議会議長
 南・YSP副書記長
 北・首相

▲統一時のその他の役職

- 首相(1990/5/22任命) Haedar Abu-Bakr al-Attas
 国会議長(1990/5/26選出) Yaseen Saeed Nuaman
 参謀総長(1990/5/24任命) Abdallah Husain al-Bashiri

南・大統領
 南・首相
 北・参謀総長

▲統一時の内閣のポスト配分

総数39。旧北イエメン出身者21、旧南出身者18。

大臣が北出身の場合、副大臣は南から。逆も同じという原則。